

第 23 回香川県環境審議会生活環境部会

議 事 録

第 23 回香川県環境審議会生活環境部会議事録

1 日 時 平成 31 年 3 月 25 日 (月) 14:00～15:10

2 場 所 香川県庁北館 4 階 404 会議室

3 出席者

(出席委員)

・新見 治 委員 (部会長)
・末永 慶寛 委員
・須那 滋 委員
・常川 真由美 委員
・永島 浩一郎 委員
・三野 八重子 委員
・吉田 英子 委員
出席委員 7 名

(事務局)

・小蓑 環境管理課長
・谷久 環境管理課副課長
・佐藤 環境管理課副主幹
・藤田 環境管理課主任
・腹岡 環境管理課主任技師
・香西 環境保健研究センター次長
・住友 環境保健研究センター技師
事務局 7 名

(オブザーバー)

・佐藤 高松市環境指導課長

4 欠席委員

・綾 宏 委員

5 議題

・審議

- ①平成 31 年度水質測定計画 (案)
- ②水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し (案)
- ③香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案)

・報告

- ①平成 29 年度水質測定結果の概況
- ②かがわ「里海」づくり推進事業について

6 配布資料

- ・資料 1 : 「平成 31 年度水質測定計画 (案)」、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し (案)」及び「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案)」について (諮問・付託)
- ・資料 2 : 平成 29 年度水質測定結果の概況
- ・資料 3 : 平成 29 年度水質測定結果
- ・資料 4 : 平成 31 年度水質測定計画 (案) の概要
- ・資料 5 : 平成 31 年度水質測定計画 (案)
- ・資料 6 : 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し (案)
- ・資料 7 : 水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方
- ・資料 8 : 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案) の概要
- ・資料 9 : かがわ「里海」づくり推進事業について (平成 30 年度の取組み状況)
- ・資料 10 : 香川県環境審議会生活環境部会委員名簿
- ・資料 11 : 香川県環境審議会条例・香川県環境審議会運営規程

7 議事録署名委員

・末永 慶寛 委員
・吉田 英子 委員

【議 事】

谷久副課長

定刻を過ぎておりますが、会議に入ります前に、委員の皆様にご報告させていただきます。本日の会議開催にあたりましては、記者発表、県ホームページを通じまして県民の皆様にご周知しましたが、傍聴希望者はございません。

それでは、ただ今から、香川県環境審議会生活環境部会を開催させていただきます。開会にあたりまして、環境管理課長の小菘からご挨拶申し上げます。

小菘課長

香川県環境管理課長の小菘でございます。

本日は新見部会長様をはじめ委員の皆様方におかれましては年度末の大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃、本県の環境保全行政につきまして多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

詳しくは後ほど報告させていただきますが、平成 29 年度の水質測定結果では、本県の河川や海域におきましてカドミウムや鉛といった健康項目については全ての地点で基準を達成しておりますが、生活環境項目については有機汚濁の指標であります河川の BOD の達成率が 66%、海域の COD が 43%と、全国平均の河川 94%、海域 79%と比べましても低い状況でございます。

県といたしましては、工場・事業場の排水対策や下水道、合併処理浄化槽の整備促進などの生活排水対策に取り組むほか、瀬戸内海環境保全特別措置法でうたわれております生物多様性や生産性といった視点も取り入れた豊かな海の実現に向けまして、里海づくり事業や水質総量規制など総合的に施策を進めているところでございます。

今回は知事から平成 31 年度水質測定計画（案）、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直し（案）、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）について諮問させていただいております。

水質測定計画につきましては水質汚濁防止法に基づき、国、県、市町が来年度に実施しようとする河川や海域、地下水などの測定についての必要事項を定めようとするものです。水域類型の見直しにつきましては、高松市内を流れております摺鉢谷川の水質が改善されていることを踏まえ、上位の類型に見直そうとするものです。条例の施行規則の一部改正につきましては、土壤汚染対策法施行令及び同法施行規則の改正を踏まえたものでございます。委員の皆様方のご意見を賜りまして、本県の環境保全に努めてまいりたいと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

谷久副課長

それでは会議に移りたいと思います。ただ今、委員のご出席の状況は 8 名中 7 名でございます。したがって、香川県環境審議会条例第 7 条第 2 項で定められた定足数を満たしており、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。本日配付しております資料は、次第にありますとおり、資料 1 から資料 11 となっております。資料は揃っておりますでしょうか。

それではここからの会議の進行は審議会条例第 7 条第 1 項及び第 5 項の規定

に基づきまして、部会長の新見先生にお願いいたしたいと存じます。

新見先生よろしくお願いいたします。

新見部会長

それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。まず、審議に入ります前に、審議会運営規程第4条第2項に規定されております、会議録に署名いただく委員を私の方から指名させていただきます。本日は、末永委員さんと吉田委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。本日は次第にありますとおり、知事から諮問を受けております議案が3件あります。最初に「平成31年度水質測定計画(案)」についてご審議いただきますが、あらかじめ香川県の水質の状況についてご理解いただく方が、審議がよりスムーズに進むと考えられますので、まず、資料2「平成29年度水質測定結果の概況」について、事務局から報告をお願いします。

佐藤副主幹

(資料2及び3に基づき「平成29年度水質測定結果の概況」について説明)

新見部会長

ありがとうございました。

ただ今、水質測定結果の概要についてご説明いただきましたけれど、何か質問等はございませんでしょうか。

また、ご質問がありましたらお願いいたします。それでは知事から諮問を受けております「平成31年度水質測定計画(案)」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

佐藤副主幹

(資料4及び5に基づき「平成31年度水質測定計画(案)」について説明)

新見部会長

ただ今、平成31年度水質測定計画(案)について、ご説明がありましたけれども、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

須那委員

その他の水質等調査の中にダム・ため池とありますが、今までは何年かおきにやっておられるのでしょうか。

佐藤副主幹

この調査は、直接、環境管理課でやっているのではなく、個別の水域管理者、今回でいうと広域水道企業団と書いておりますけども、水域管理者が継続的にやっているデータを収集させていただいています。基本的には前年見合いで調査すると聞いております。

三野委員

調査内容の変更ということで、継続監視、県の方では少し説明があったと思うのですが、概況の高松市に関して、新規地点として追加というのは何か理由があったのでしょうか。

佐藤高松市環境指導

ご質問の高松市中山町の新規地点の追加についてですが、実は土壌の測定で

課長 テトラクロエチレン等の有害物質が検出されたという経緯がございまして、周辺に飲用井戸があった関係で新規地点として、継続的にその安全等を確認しようということです。

末永委員 来年度の海域の底質調査は、県としては東讃海域 1 地点だけということですね。

佐藤副主幹 はい。

末永委員 今年度、この地点を選定された理由というのは、定点観測の場所として決まっているからということなのですか。

佐藤副主幹 基本的にはそうです。

末永委員 過去、この地点で悪い結果が出たことがあるのですか。

佐藤副主幹 古いデータを確認してみないとわかりませんが、泥には環境基準が無いので、良い、悪いを判断をしたことはないのではないかと思います。

新見部会長 他にはございますか。

資料 3 水質測定結果の 138 ページに昨年度の結果があり、地下水でいくつかの有害物質が検出されたとの記載がありますが、先程の新規地点は、直接、関係はないのでしょうか。

佐藤副主幹 新規に追加した地点は概況調査なので別のところですよ。これまでのデータと関係はありません。

須那委員 30 年度の水質測定結果はいつぐらいにまとまりますか。

佐藤副主幹 30 年度は最終の調査をしたところで、まだ取りまとめ中です。このため、現在は 29 年度が最新になります。

新見部会長 他にご意見はございますか。

それでは、特にご意見もないようですので、この審議内容に関して、本部会として、諮問のとおりで差し支えないと決議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは続きまして、2 題目の審議事項である「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し(案)」について、事務局から

説明をお願いいたします。

佐藤副主幹

(資料 6 及び 7 に基づき「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し」について説明)

新見部会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し(案)」ということで、摺鉢谷川の見直しについて説明いただきました。

このことに関して、ご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

永島委員

摺鉢谷川は、短い河川ですが、測定地点はどこですか。

佐藤高松市環境指導
課長

紫雲中学の西側付近(水道橋)です。

新見部会長

摺鉢谷川は、かなりゆとりをもって C 類型の基準を達成しているということですね。

いかがでしょうか。

この部会の中では、これまでも改善された河川については良好な水質を維持するように見直すという考えで対応してきた経緯があります。摺鉢谷川についても順調に改善が進んでいると評価されるところです。

この内容に関して特に御意見がございませんようでしたら、この審議内容に関して、本部会として、諮問のとおりで差し支えないと決議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは続きまして、3 題目の審議事項である「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

佐藤副主幹

(資料 8 に基づき「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)」について説明)

新見部会長

ありがとうございました。

事務局から「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)」について説明がありましたが、このことに関して、ご意見、ご質問をお願いします。

須那委員

1,2-ジクロロエチレンはシス体とトランス体を合わせた値を基準として土壌汚染や地下水汚染に適用するということですね。

トランス体が今まで規制されていなかったのは、どういう理由ですか。

佐藤副主幹

実際、使用という観点から言えば、ほとんどはシス体が使われていて、トランス体はあまり使われてなかった。そこで、排水規制では、トランス体は、未だあまり意識されていないのが実態です。

須那委員

トランス体は検出されないのですか。

佐藤副主幹

実際、使用に伴って検出されるというよりは、テトラクロロエチレンやトリクロロエチレンが地下浸透した後に分解し、一部がトランス体になることで検出されます。トランス体にも有害性がありますので、規制しようということです。

規制基準はシス体とトランス体を足し込んだ値で規制することにはなりません。

新見部会長

他にはいかがでしょうか。

このあたりは、かなり専門的な範囲になっていますが、基本的には国の規制に合わせて、土壤汚染が地下水汚染に拡大していくことを防ごうということですね。

佐藤副主幹

実際、土壤汚染対策法も環境基準も改正され、トランス体の規制が始まる予定です。

新見部会長

そういったことで、県としても改正されるということでもよろしいでしょうか。

この内容に関して特に御意見がございませんようでしたら、この審議内容に関して、本部会として、諮問のとおりで差し支えないと決議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

なお、審議会運営規程第6条第2項では、部会の審議結果を会長に報告することとなっております、第7条第1項で、部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができるとなっておりますので、会長の同意を得まして、本決議を審議会としての決議とさせていただきたいと存じます。

その他に事務局からの報告事項はございませんでしょうか。

小蓑課長

よろしいでしょうか。

水環境の保全のため、県は先ほどご審議いただいた環境基準の監視や工場、事業場の規制を継続しています。冒頭の挨拶でも触れましたが、瀬戸内海環境保全特別措置法が平成27年に改正され、その中に豊かな海という文言が出てきます。これまでの水質対策だけでなく、生物多様性や水産業などの生産性等

も組み込んで改正されています。

香川県では平成 27 年度より少し前の平成 25 年度から里海づくりに取り組んでいます。平成 25 年度に「かがわ里海ビジョン」を策定し、準備期間を置いた上で、本格的に事業を進めています。

この里海づくりについてご意見等を頂ければと考えて、今回ご報告させていただくこととしました。

(資料 9 に基づき「かがわ「里海」づくり推進事業」について説明)

新見部会長

何かご意見、ご質問はございますか。

吉田委員

里海大学の修了者にはどのような方が多いのですか。例えば、年齢など。

小菘課長

講座には、対象者が小学生など子供向けのものもありますし、大人向けのものもあります。大人向けのものには、年配の方も参加しています。

吉田委員

大人向けや子供向けのほか、親子向けはありますか。

小菘課長

親子向けも含め、一般向け講座にはいろいろな種類の講座があります。例えばウミホテルの観察講座は子供に人気の講座ですし、片付け講座もあります。これは、片付けをすれば、ごみが減るという考えで行っています。

その他には、香川大学と連携しているということで、香川大学の経済学部のキャンパスをお借りして、香川大学の名誉教授などを講師とした講座もあります。これらは夜にやっていることもあり、大人の方が多いい講座になっています。

末永委員

学生から 70 代の方までかなり幅広くやっています。

吉田委員

お出かけマップはどこで配布しているのですか。

小菘課長

WEB 上からダウンロードできるようになっています。印刷物の配布も行っています。

末永委員

ウミゴミラは、香川県のキャラクターですね。

小菘課長

はい。

末永委員

個人のキャラクターではないということですね。個人のものと、いろいろ注意点が発生するのではと思いました。

常川委員

西日本豪雨の影響のことで、地元の方から、岡山からの漂着物が多くあり、海岸清掃が大変だったという意見を聞いたことがあります。そのあたり、豪雨による漂着物への影響等について、気づいたことがあればご教示お願いします。

小蓑課長

7月の豪雨の影響では、対岸から流れ着くこともあり、降雨以降7日から10日たってから押し寄せてくるという話を聞きました。

豪雨後は、漁業者から漁連を通じて、西の方で大変なことになっているというお話がありました。浮遊ごみ対策については、県のほうで高松港に船を1隻持っていますが、活動範囲が狭いため、国土交通省に海面清掃船の出動をお願いしました。

香川県沖用には1隻しかないため、鳴門からの応援も受けました。県のほうで情報を集めて、国で回収するという対応を取ってきました。

永島委員

豪雨の影響はとてもひどい状況で、流木等多くの漂流物が見られました。漁業者だけでなく、漂着後の海岸管理にも影響を及ぼすことから、県や国に協力していただき回収を進めました。

末永委員

岡山、香川の海域の流れを差し引きすると、どうしても南東の流れが残ってしまう傾向があるため、漂流物は香川県に漂着してしまいます。

常川委員

そういう意味で、この海ごみ対策推進事業は継続し、香川県から発信していくことができれば、良いことだなと思います。

小蓑課長

特に海底の堆積ごみはあまり注目されていなかったのですが、かなり存在しています。底引きの漁師の方が引き揚げて困っていたため、県のほうで音頭を取らせていただいて、そのごみを陸上まで持ち帰っていただければ、処理費は琴平町やまんのう町など、海のない市町も含めて行政で負担するという制度をつくっています。

このことについては、国からの依頼を受けて事例発表することもあります。

末永委員

プラスチックは再利用や燃料化が検討されています。再利用や燃料化については、どのプラスチックでもできるというわけではないらしく、分別のコストが問題となると聞いています。ただ、燃料化までできれば、この活動の価値が高まると思います。

小蓑課長

県としては、海に流出する前に何とかしたいという考えも持っています。道路や川に散乱したゴミは海に流出してしまうと捉えて、3Rの発生抑制やリサイクルを進めたいと考えています。

吉田委員

日本人は少しプラスチックを使い過ぎているのではと感じることがあります。

新見部会長

生活環境とは少し離れてしまっていますが、県内の現状を把握し、県に対していろんな考え方をお伝えし、行政に反映していただくことは、この審議会の重要な役割と考えています。

それでは、これもちまして生活環境部会を終了したいと思います。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。